

議案第 5 3 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成 1 1 年条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

別表消防法関係手数料の表中

「 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	を	「 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	に、
--	----------	---	-----------

「 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 」	を	「 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 」	に
---------------------------	---	---	---

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

危険物の規制に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえ、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。